

糸魚川市大規模火災を踏まえた火災予防のあり方について(初期消火対策)

○消防法施行令の一部を改正する政令等の公布（平成30年3月28日）

【概要】

消防法施行令の一部を改正する政令において、消防法施行令別表第一（3）項に掲げる飲食店等における消火器具の設置に関する基準の見直しを行った。

また、上記の改正に関連して、消防法施行規則の規定を見直すとともに、所要の改正を行った。

【理由】

今回の政令改正においては、「糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会」における検討の結果等を踏まえ、火を使用する設備又は器具を設けた飲食店等について、原則として、延べ面積にかかわらず、消火器具の設置対象とすることとする。ただし、防火上有効な措置が講じられた火を使用する設備又は器具のみを用いる飲食店等については、火災危険性が低いと考えられることから、今回の消火器具の設置義務化の対象から除外することとする。

また、上記の政令改正に関連し、消防法施行規則において、防火上有効な措置として総務省令で定めるものを規定するほか、今回新たに消火器具の設置義務の対象となる飲食店等における消火器具の設置場所について規定することとする。

【施行期日】

平成31年10月1日（公布から施行期日までの間に改正に係る周知を行うこととし、経過措置は設けないこととする。）

○火を使用する設備又は器具※₂（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたもの※₃を除く。）を設けた飲食店等※₁については、延べ面積に関わらず、消火器具の設置を義務付けることとする。

※₁ 飲食店等：消防法施行令別表第1（3）項イに掲げる施設 ⇒ 待合、料理店その他のこれらに類するもの、同表（3）項ロに掲げる施設 ⇒ 飲食店

※₂ 火を使用する設備又は器具：火を使用する設備 ⇒ 厨房設備（組込型こんろ等を含む。）、火を使用する器具 ⇒ 調理用器具、移動式こんろ（卓上型こんろ等を含む。）

※₃ 防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたもの

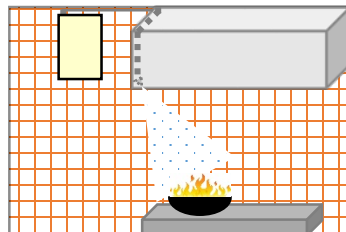
○ 調理油過熱防止装置

鍋等の温度の過度な上昇を検知して自動的にガスの供給を停止し、**火を消す装置**



○ 自動消火装置

厨房設備における温度上昇を検知して自動的に消火薬剤を放射することにより**火を消す装置**



○ 圧力感知安全装置

過熱等によるカセットボンベ内の圧力上昇を検知し自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へのガスの供給が停止されることにより**火を消す装置**
※日本工業規格（JIS）S2147で設けることとされている。

× 立ち消え安全装置（対象外）

鍋等からの吹きこぼれにより火が消えた場合に、ガスが供給され続けることによるガス漏れを防止する装置であり、**火を消す装置ではない**ため対象外



小規模飲食店等における点検報告に係る対応 ①

○背景・目的

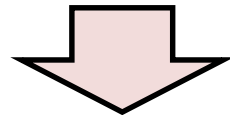
平成30年3月28日公布の消防法施行令の一部改正(平成31年10月1日施行)により、150㎡未満の小規模な飲食店等において新たに消火器具の設置が義務付けられる。

⇒小規模な飲食店等の関係者が、自ら消火器の点検及び報告書の作成を行うことを支援するツールを提供する。

①消火器点検パンフレット

消火器点検報告時の課題

- ア 点検の方法を示した点検基準や点検要領の理解が難しい。
- イ 具体的にどのような状態が悪いのかわからない。
(「著しい腐食がないこと」がどの程度のことを指しているのか、文字だけではイメージできない。)
- ウ 点検結果報告書の記入方法がわからない。



消火器点検パンフレットの概要

- ア 対象は、小規模な飲食店等において主として設置すると考えられる、蓄圧式の消火器(粉末消火器及び強化液消火器)とする。
- イ 点検基準や点検要領をもとに、写真やイラストを用いてわかりやすく 簡便に点検方法を説明。
- ウ 設置数が1～2本程度の蓄圧式の消火器の点検を想定した点検結果報告書の記入例を示す。
- エ 蓄圧式の消火器は、製造年から5年を経過すると実際に放射する点検が必要となり、自ら点検を実施することは困難と考えられることから、取替えなどの措置や廃棄方法を案内。

【参考】消火器点検パンフレットの更新

平成31年4月18日に公布された、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件」等の内容を踏まえて、同日に消火器点検パンフレットを更新しました。

＜パンフレット表紙＞



【消火器点検パンフレットについて】(1/4)

蓄圧式消火器の外観点検報告

自ら行う 消火器の点検報告

※建物によっては、点検の際に資格が必要な場合があります。

消火器は、日頃の維持管理が必要です。
消防法では、消火器を含む消防設備等の点検・報告だけでなく、整備を含めた適正な維持管理を行うことを、防火対象物の関係者に義務付けています。
建物の安全を守るため、消火器は正しく点検・報告を行い、常に防火に備えましょう。

点検スタート

①表示

Point 「製造年」を確認しましょう。

「製造年」から **5 年** を超えていない
【例】製造年 2019 年 ⇒ 2024 年中であれば… 「はい」

はい
自ら点検を実施
(詳しくは本パンフレットをご覧ください)

いいえ
本パンフレット記載の点検に加え消火薬剤、消火器内部の点検が必要です。
・消防設備業者等に依頼する
・消火器を交換する 等

目視により確認

- ① 表示
- ② 本体容器
- ③ 安全栓の封
- ④ 安全栓
- ⑤ 使用済みの表示装置
- ⑥ レバー

目視・締め付け確認

- ⑦ キャップ
- ⑧ ホース
- ⑨ ノズル・ホーン・ノズル栓
- ⑩ 指示圧力計

その他確認事項

- A 設置場所
- B 設置間隔
- C 適応性
- D 標識

点検票記入要領

総務省消防庁

目視により確認

②本体容器

Point 変形・損傷や消火薬剤の漏れなどありませんか？
●溶接部の腐食・サビに注意

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は交換が必要です。

× 底部の腐食 × 著しい腐食 × 消火薬剤の漏れ

③安全栓の封

Point 破れたり、はがれたりしていませんか？

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は交換が必要です。

○ 封紙良好 × 封紙の破損

④安全栓

Point 変形や損傷なく、しっかりと装着されていますか？

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は交換が必要です。

× 安全栓の掛けかけ × 安全栓の脱落 × レバー支えの脱落

⑤使用済みの表示装置

Point 表示が脱落していませんか？

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は交換が必要です。

○ 使用済みの表示装置 × 表示装置の脱落

⑥レバー

Point 変形や損傷がありませんか？
●変形していると握り込めず、いざという時に使用できません。

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は交換が必要です。

上レバー 下レバー

× 変形

※使用済みの表示装置がない機種もあります。

例: 封, 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10

2

【消火器点検パンフレットについて】(2/4)

機器点検要領

目視・締め付け確認

⑦ キャップ

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

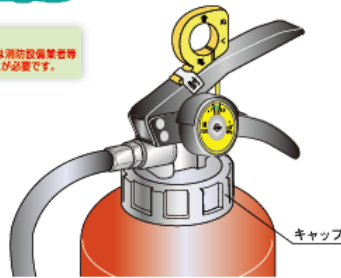
Point しっかりと締まっていますか？
●粉末消火器は特に注意しましょう。



× キャップの破損



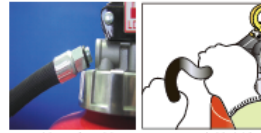
× キャップの劣化



⑧ ホース

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

Point 変形・損傷・老朽化・内部の詰まりをチェック！
本体にしっかりと接続されていますか？
●ホースのヒビに注意しましょう。
●ゴムの劣化に注意しましょう。



× 緊結ネジの破損

× ホースの脱落



ホースの点検方法
たわませてホースの
状態をチェック

⑨ ノズル・ホーン※・ノズル栓

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

Point 変形・損傷・老朽化・内部の詰まりをチェック！
ホースとしっかりとつながっていますか？
●ノズル栓にはさまざまなタイプがあります。

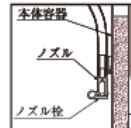
※二酸化炭素消火器を
設置している場合のみ



○ ノズル及びノズル栓



× ノズルの破損



ノズル栓ゴム栓タイプ



二酸化炭素消火器のホーン

⑩ 指示圧力計

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

Point 指示圧力値は緑色範囲内ですか？
変形・損傷などありませんか？



○ 指示圧力値 良好



× 指示圧力値 不適



× 指示圧力計の損傷



消火器に不良箇所を
発見した際は
消防設備業者等に依頼、
又は買替えが必要です。

3

その他の確認事項

設置は、良い環境で適正に

A 設置場所

Point

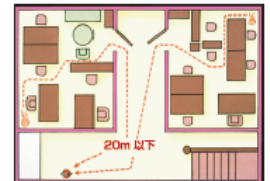
必要時すぐに持ち出せる場所に設置していますか？
床面から 1.5m 以下の場所に設置していますか？

- 水のかかる位置に設置していませんか？
- 厨房での床面、作業場の地面等への直置きは避け、
壁掛け又は設置台、格納箱へ設置しましょう。

B 設置間隔

Point

階ごとに建物の各部分から消火器まで歩行距離
20m 以下になるように設置していますか？



C 適応性

Point

消火器に設置場所に適応する表示マークがありますか？

- ・ 普通火災 建物その他の工作物の火災
- ・ 油火災 引火性の液体等の火災
- ・ 電気火災 通電中の電気設備等の火災



普通火災用



油火災用



電気火災用

D 標識

Point

消火器の設置場所に「消火器」の標識を見やすい位置
に付けていますか？

損傷・破損・脱落・不鮮明なものはありませんか？



× 標識の破損



× 標識の破損



消火器の案内図記号

外国人来訪者等にもわかり
やすい案内図記号を標識に
代えることができる場合が
あります。

4

【消火器点検パンフレットについて】(3/4)

点検票記入要領

朱書きを参考に記入してください

点検報告書はこちらからダウンロードできます。
[https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/item/prevention001_05_jenkenhyou.pdf]

別記様式第1

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書	
〇〇年 〇〇月 〇〇日	
〇〇市〇〇消防署長 殿	
届出者	
住 所 〇〇市〇〇町〇〇〇-〇〇	
氏 名 消防太郎	
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	
下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第17条の3の3の規定に基づき報告します。	
記	
所在地	〇〇市〇〇町〇〇〇-〇〇
名称	〇〇〇飯店
用途	飲食店
規模	地上 〇 階 地下 〇 階 延べ面積 〇〇〇 m ²
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類等	消火器
※受付欄	※経過欄
※備考	

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 消防設備士又は消防設備点検資格者が点検を実施した場合は、点検を実施した全ての者の情報を別記様式第3に記入し、添付すること。
 - 消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの点検票を添付すること。
 - ※印欄は、記入しないこと。

点検票記入要領

朱書きを参考に記入してください

点検報告書はこちらからダウンロードできます。
[https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/item/prevention001_05_jenkenhyou.pdf]

別記様式第1

(その1)

消火器具点検票									
名称	〇〇〇飯店				防火管理者				
所在	〇〇市〇〇町〇〇〇-〇〇				立会者	消防太郎			
点検種別	機器点検	点検年月日	〇〇年〇〇月〇〇日～ 〇〇年〇〇月〇〇日						
点検者	氏名 消防太郎	点検者所属会社	社名 〇〇〇飯店 TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市〇〇町〇〇〇-〇〇						
点検項目		点検結果			措置内容				
		消火器の種類別			判定	不良内容			措置内容
		A B C D E F							
		機器点検							
A 設置場所		1	〇		1	通行障害			位置変更
B 設置間隔		1	〇		1	歩行距離オーバー			位置変更
C 応答性		〇			〇				
D 耐震措置									
① 表示・D 標識		〇	〇		〇				
② 本体容器		〇	〇		〇				
③ 安全栓の封		〇	〇		〇				
④ 安全栓		〇	〇		〇				
⑤ 使用済みの表示装置		〇	〇		〇				
⑥ 押し金具・レバー等		〇	〇		〇				
⑦ キヤツブ		〇	〇		〇				
⑧ ホース		〇	〇		〇				
⑨ ノズル・ホーン・ノズル栓		〇	〇		〇				
⑩ 指示圧力計		〇	〇		〇				
外圧力調整器									
安全弁									
保持装置									
車輪(車載式)									
ガス導入管(車載式)									

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 消火器の種類欄は、該当するものについて記入すること。Aは粉末消火器、Bは泡消火器、Cは強化液消火器、Dは二酸化炭素消火器、Eはハロゲン化炭素消火器、Fは水消火器をいう。
 - 判定欄は、正常の場合は〇印、不良の場合は不良箇数を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 - 選択肢のある欄は、該当事項に〇印を付すこと。
 - 措置内容欄には、点検の要措置した内容を記入すること。

【消火器点検パンフレットについて】(4／4)

朱書きを参考に記入してください

点検票記入要領

点検報告書はこちらからダウンロードできます。

[https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/item/prevention001_05_tenkenhyou.pdf]

別記様式第 1

消火器具（その2）

[illegible]

製造年から5年（加圧式消火器は3年）を経過していない場合は、内部点検は不要

設置位置を変更した。

不良内容の詳細等を記載

器 種 名	設 置 数	点 検 数	合 格 数	要 修 理 数	廃 棄 数
粉末(蓄圧式)	1	1	1	0	0
強化液(蓄圧式)	1	1	0	0	1

点検を行った消火器の本数を記入する。

買い替えを行った場合は、廃棄数を計上する。上記の備考欄に詳細を記載

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

買い替えを行った場合は、廃棄数を計上する。上記の備考欄に詳細を記載

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 消火器の種類欄は、該当するものについて記入すること。A は粉末消火器、B は泡消火器、C は強化液消火器、D は二酸化炭素消火器、E はハロゲン化炭素消火器、F は水消火器をいう。
- 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は不良個数を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 4 置灰版のある欄は、該当事項に○印を付すること。
- 5 積置内容欄は、点検の際確認した内容を記入すること。

7

..... Q & A



報告書の書式はどこで貰えるの？
提出先はどこ？



報告書の入手方法についてはお近くの消防機関にお問い合わせください。

報告書の提出先は消防機関となりますので、詳しくはお近くの消防機関にお問い合わせください。

◆報告書は下記URL・QRコードからもダウンロードできます。

[https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/item/prevention001_05_tenkenhyou.pdf]



消火器の点検・報告の時期は？



機器点検 6カ月ごと
報告期間 1年に1回(特定用途…飲食店など)
3年に1回(非特定用途…共同住宅など)



消火器を買替えば、点検結果を報告しなくてもいい？



点検と報告は必要となります。



報告をしないと罰則はある？



報告をしない者、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金又は拘留の刑に処せられます。



消火器を廃棄するにはどうすればいい？



引き取りを行っている特定窓口は、主に
消火器の販売代理店や防災・防犯事業者
が担っています。
インターネットにて「消火器リサイクル窓口」
を検索してください。
リサイクルシールが貼付された消火器は、
既にリサイクル料が支払われております。



リサイクルシール

「消火器点検アプリ」を提供していますのでご活用ください。

ダウンロードはこちらから

[<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post23.htm>]

お問い合わせ先

(2019年4月版)

FDMA 消防庁
住民とともに Fire and Disaster Management Agency
<http://www.fdma.go.jp/>

小規模飲食店等における点検報告に係る対応 ②

②消火器点検アプリ-1

対象とする利用者

政令改正により新たに消火器具の設置が義務付けられる小規模な飲食店等の関係者
※飲食店等以外の小規模な施設の関係者でも利用可能

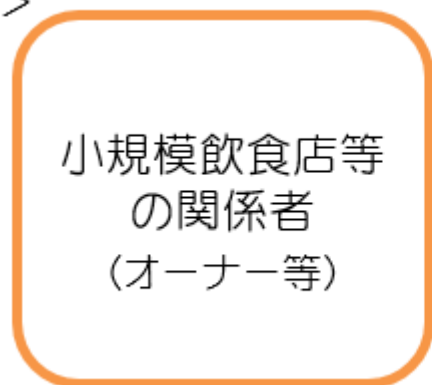
対象消火器

小規模な飲食店等で一般的に設置すると考えられる消火器（粉末消火器、強化液消火器等）
※ ただし、内部点検が必要となる、製造年から5年（加圧式の消火器にあっては製造年から3年）を経過したものは、アプリによる点検の対象から除外し、専門業者への依頼又は買い替えを推奨。

主な機能と利用の流れ

- ① 建物の名称、所在地、用途、消防用設備等の基礎情報等を入力して初期登録する。
- ② 初期登録した情報に基づいて、半年ごとに点検を実施し、1年ごとに報告するよう、お知らせを受けることができる。
- ③ 点検実施時、アプリ上の点検実施画面の案内に従って、消火器の不良な状態を例示した写真などを閲覧しながら、点検基準に適合しているかどうかを選択する。（点検の結果不良箇所があれば、取替え等の措置を案内。）
- ④ アプリ上で、入力された内容を点検結果報告書（消防法令に定められた様式）に反映してPDFファイルとして出力する。

<イメージ>



①ダウンロード・建物情報等登録



②点検時期お知らせ機能



③画面に従って点検結果を入力



④法令様式に反映し、PDF出力



小規模飲食店等における点検報告に係る対応 ②

②消火器点検アプリ-2

消火器点検アプリの本格運用の開始について

- ① 「消火器点検アプリ」は、平成30年4月1日から試行版を提供していたが、利用者のニーズ調査や、平成31年4月18日に公布した「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件」等の内容を踏まえて改修し、同日から本格運用版の提供を開始した。
- ② 消火器点検アプリの本格運用版により作成した消防用設備等点検結果報告書及び点検票は、消防法第17条の3の3に規定する点検報告に使用することができる。

本格運用に伴う主な改修の内容

- ① 点検等の途中でであっても、入力内容を一時保存できる機能を追加
- ② 消火器点検パンフレット及び消防用設備等点検結果報告書の様式等を掲載している消防庁ホームページへ遷移させる機能を追加
- ③ 「点検前の初期設定」画面において、建物を複数登録できる機能及び建物用途の選択肢を追加
- ④ 「消火器の情報を登録する」画面において、消火器情報をコピーできる機能及び内部点検時期のお知らせを表示する機能を追加
- ⑤ 「消火器点検を実施する」画面において、点検実施画面の写真を差し替え及び写真に矢印、丸印等で「点検する部分」を分かりやすく明示
- ⑥ 「点検結果を印刷用に出力する」機能において、PDFファイルのダウンロード場所についてのチュートリアルを追加
- ⑦ 既に登録された建物や消火器等の情報をバックアップできる機能を追加

<アプリの画面イメージ>

【参考】アプリのダウンロード等について

- ① 「App Store」又は「Google Play」でダウンロードすることができる。
※消防庁HPの以下URLからもアクセス可能
(<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post23.html>)
- ② 消火器点検アプリは、iOS 11以上のiPhone及びiPad並びにAndroid 7.0以上のスマートフォン及びタブレット端末において使用することができる。



①メニュー画面 ②初期設定画面 ③点検画面(イメージ) ④報告書様式のPDF出力